

小山市中高層建築物指導要綱第7条に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小山市中高層建築物指導要綱（平成3年規程第24号。以下「要綱」という。）第7条に規定する消防活動施設に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 梯子車等 梯子付消防自動車等の特殊消防車両及び大型消防車両をいう。
- (2) 消防活動施設 梯子車等の進入路及び消防隊用活動空地をいう。
- (3) 進入路 梯子車等が運行可能な道路、敷地内通路等をいう。
- (4) 消防隊用活動空地 梯子車等が部署し、円滑な消防活動ができる空地（上方空間を含む。）をいう。

(協議申請)

第3条 要綱第9条の規定により消防活動施設について協議をする建築主は、要綱第12条の中高層建築物届出書の提出前に、消防活動施設協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて消防長に提出しなければならない。この場合において、提出する書類の部数は、2部とする。

- (1) 代理者に委任する場合は委任状
- (2) 付近見取り図
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) その他消防長が必要と認めるもの

2 前項に規定する提出図面には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 周辺道路の有効幅員及び敷地内通路の有効幅員
- (2) 敷地周囲に存在する電柱及び電線等の位置
- (3) 計画している消防用設備等のうちスプリンクラー消火設備の送水口、消防用水及び消火活動上必要な施設の位置
- (4) 計画している避難器具の種類及び位置
- (5) 計画している非常用進入口（代替開口部を含む。）の位置
- (6) その他梯子車等の運行及び活動に支障となるもの

(回答書の交付)

第4条 消防長は、協議が終了したときは消防活動施設に関する回答書（様式第2号）を作成し、消防活動施設に関する協議書の副本を添付して、建築主に交付するものとする。

(協議内容等の変更)

第5条 建築主は、協議した内容を変更しようとする場合又は梯子車等の円滑な活動の障害となるものを設置しようとする場合は、新たに協議するものと

する。

(消防活動施設の基準)

第6条 消防活動施設の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 進入路

ア 進入路の周辺部分は、梯子車等の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱、支線、樹木、看板、諸車通行止め柵、駐車車両、高さ制限（4m以下に構造物を設けない。）、埋設物、道路の勾配その他の障害要因が存在しないものであること。ただし、容易に移動できるものは、この限りでない。

イ 有効幅員は、4m以上であること。

ウ アスファルト等で舗装されており、梯子車等の総重量に耐えられる構造であること。

エ 交差又は屈曲部分には、有効幅員に応じたすみ切りを設けること。（第1図～第5図）

オ 段差は、5cm以下とすること。（第6図）

(2) 消防隊用活動空地

ア 中高層建築物との位置は、第7図①に示すとおりとする。

イ 梯子車等の部署位置は、アスファルト等で舗装され、地盤面の勾配が5度以下の平坦なものであり、梯子車等の総重量に耐えられる構造であること。

ウ 梯子車等の部署位置の地盤面には、原則として埋設物等を設けないこと。

エ 上方空間には、活動の障害となる電線その他の空中工作物を設けないこと。

オ 梯子車等が部署する中高層建築物の面には、原則として障害物（ネオン管、看板、ネット等）を設けないこと。

カ 地盤面に幅15cmの黄色いラインで、その中央部に「駐車禁止」と標示すること。（第7図②）

キ カの標示に替えて梯子車等の部署位置の四隅に『』を標示することができる。この場合は、見やすい箇所に第7図③の標識を掲げること。

2 前項の規定にかかわらず協議に係る中高層建築物の敷地周辺に、梯子車等の活動が円滑に行える公道等がある場合は、消防活動施設を設けないことができる。この場合において、当該敷地内の見やすい箇所に、前項第2号キの標識を掲げることとする。

(基準の特例)

第7条 消防長は、協議に係る中高層建築物の位置、構造、設備及び周辺状況等から、前条の基準によらなくとも消防活動上支障ないと認められる場合は、この基準を適用しないことができる。

(梯子車の諸元)

第8条 小山市が所有する梯子車^{はしご}の車両諸元は、別表のとおりである。

(梯子車等による検査)

第9条 建築主は、協議に係る中高層建築物が完成したときは、速やかに消防本部通信指令課警防係に連絡し、梯子車等^{はしご}による検査を受けるものとする。

(消防活動施設の標示)

第10条 建築主は、前条に規定する検査の終了後、当該検査をした者と協議確認し、消防活動施設に係る標示^{はしご}を行うものとする。

(消防活動施設工事完了届出)

第11条 建築主は、消防活動施設の工事が完了したときは、消防活動施設工事完了届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて消防長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の配置図（梯子車等^{はしご}の部署位置を記入したもの）
- (2) 消防活動施設の完成写真（標示状況を確認できるもの）

(管理)

第12条 建築主は、消防活動施設が円滑な消防活動の支障とならないように維持管理しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年9月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

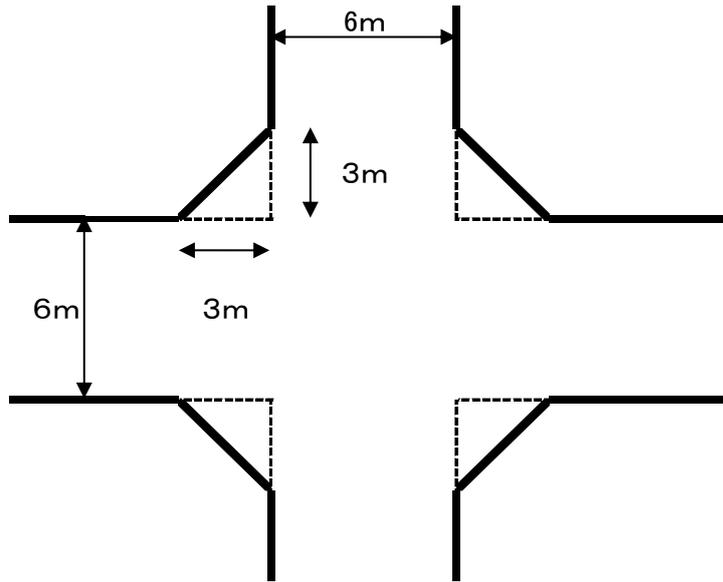
(関係要領等の廃止)

2 消防活動施設に関する事務処理要領（平成7年12月1日施行）及び消防活動施設に関する協議事項の取り扱い基準（平成7年12月1日施行）は、廃止する。

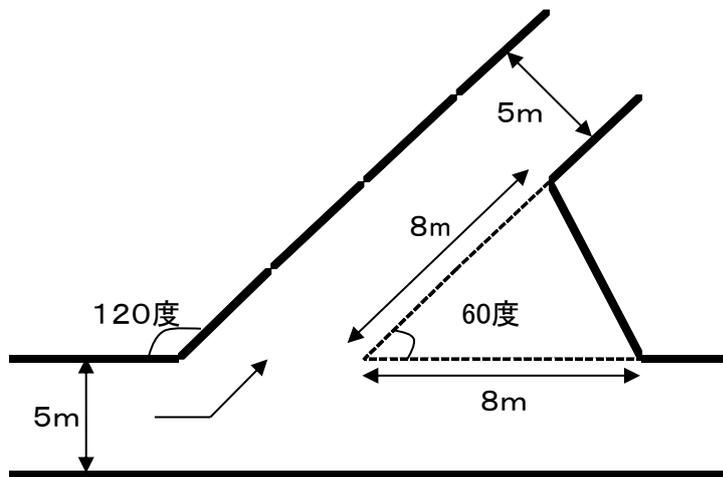
(適用区分)

3 この要領は、施行日以後の消防活動施設協議について適用し、施行日前の消防活動施設協議については、なお従前の例による。

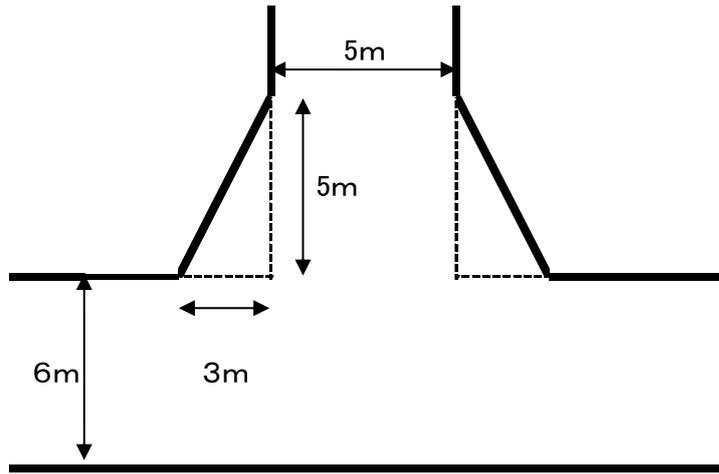
第1図



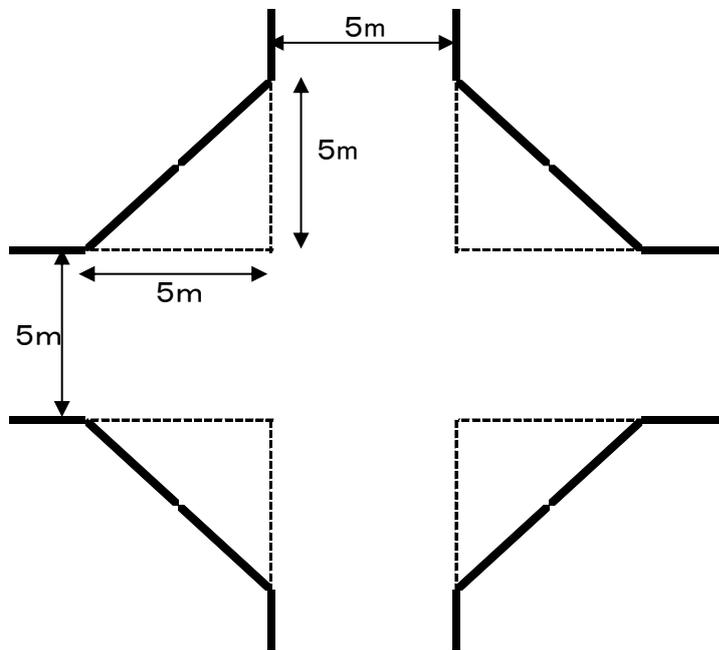
第2図



第3图

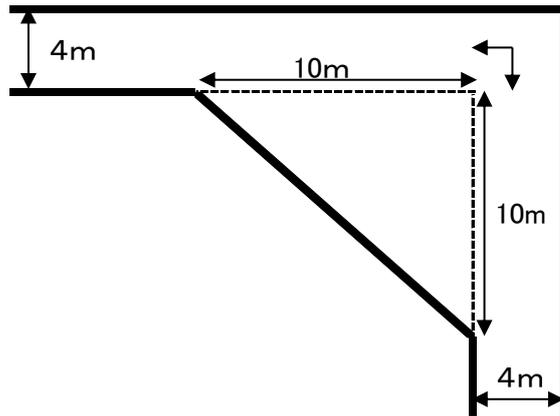


第4图

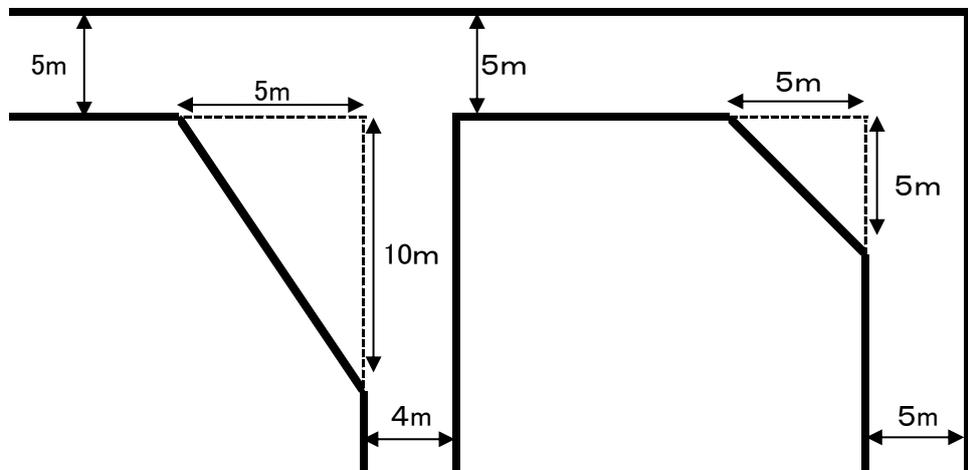


第5図

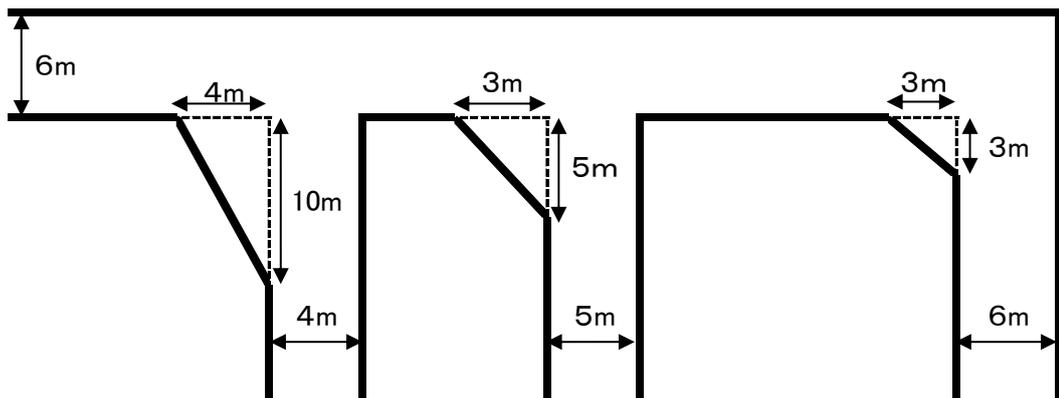
(1) 4mから4mの場合



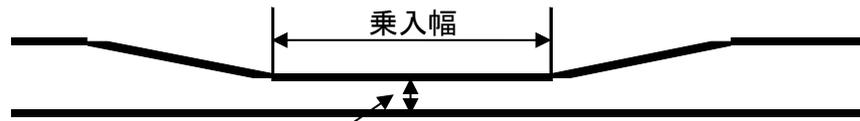
(2) 5mから4・5mの場合



(3) 6mから4・5・6mの場合



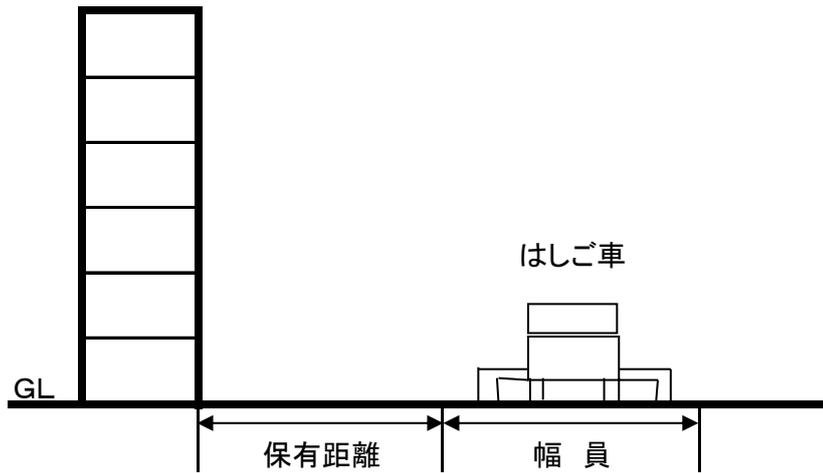
第6図



歩車道段差は5cm以内とすること。

第7図

① 中高層建築物と消防隊用活動空地との位置



はしご車等の部署位置			保有距離	幅員の両側について
長さ	幅員	勾配		各1m以内に、高さ1m以上のものを設けないこと。
13m以上	6m以上	5度以下	5m以下	

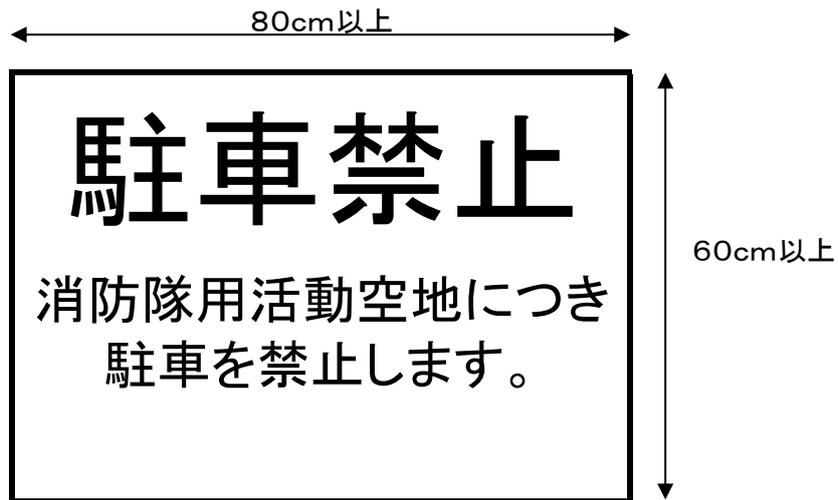
注1 はしご車等の部署する建物の一面の長さが40m以上の場合、はしご車等の部署位置を40m以内に1箇所設ける。

② 部署位置の標示

幅15cmの黄色いラインで標示する



③ 標識



- ① 材質は、容易に腐食、劣化しないもの
- ② 地を白色、文字は赤色とし、反射塗料を用いること

別表 梯子車の主な諸元

全長	約	10900mm
全長(作業姿勢時)	約	12500mm
全幅	約	2490mm
アウトリガー展開幅	約	5500mm
全高	約	3600mm
車両総重量	約	20150kg
最大傾斜矯正角度		7度
最大地上高(75度・全伸長)		
はしご先端	約	40.7m
バスケット床面	約	40.0m